

学習成果可視化のための 内部質保証システムの充実に向けて

— IRの果たす役割と日本のIRの課題とは何か

山田礼子

同志社大学社会学部教授・学部長、高等教育・学生研究センター長、前中央教育審議会大学分科会大学教育部会専門委員、国立大学法人評価臨時委員、日本高等教育学会事務局長、大学教育学会副会長、初年次教育学会前会長。

<近年の主な著書>

『高等教育の質とその評価:日本と世界』(編著)東信堂 2016年

『大学のIR:意思決定支援のための情報収集と分析』(編著)慶応義塾大学出版 2016年

『Measuring Quality of Undergraduate Education in Japan: Comparative Perspective in a Knowledge Based Society』(編著)Springer 2014年

『学士課程教育の質保証へむけて—学生調査と初年次教育からみえてきたもの』(単著)東信堂 2013年

IRと内部質保証システム

IRは米国の高等教育機関で1960年代に誕生したと言われている。教育、経営、財務情報を含む大学内部の様々なデータの入手や分析と管理、戦略計画の策定、アクレディテーション機関への報告書や自己評価書の作成を主な仕事として、IR部門は米国の多くの高等教育機関に常設されている。こうした活動から、組織運営に関する意思決定の支援部門というニュアンスが強い一方で、教育改善のためのデータを集積・分析し、教育改善のツールとしての学生調査の開発にも関わっている。その意味で、教育の質保証にも深く関わっているのがIR部門と言える。

近年、高等教育の質保証推進政策を背景として、GPA制度・単位の実質化等の方策が多くの日本の大学で実施されるようになった。さらには、教育情報の公表に伴いデータを一元化し、様々なデータベースに情報を提供するだけでなく、情報を検索して報告書を作成していくために加工すること、大学のガバナンスの整備が求められるなかで、ガバナンスの支援機能としてのIRも新たな仕事となりつつある。即ち、IRの利用の方法によっては、各大学での「内部質保証システム」としても機能することも期待できる。

IRには様々な定義・用法があり、一義的には定まっていないという見方があるが、日本の現状では各大学の活動

として実施されてきただけでなく、答申や国立大学法人評価や私立学校等改革総合支援事業の評価項目の1つとしてIR部門の設置や活用が挙げられているように、IRの進捗が高等教育政策に組み込まれていることが多義性という特徴をもたらしている。また、現在の日本におけるIRは政策動向に合わせて変化し、その多様な機能から、IRの概念を統一することは極めて困難でもある。大学の規模・特質・設置形態によってもIRが目的とするところは様々である。IRが今後どのように日本の高等教育の文脈において位置づけられ、IR部門が恒久的な組織として成立するかは不確定要素が多々あることは否定できない。

しかし、IRの明確な定義や用法が定まっていないうえ、大学の経営に関する意思決定、教育の改善、さらには戦略計画策定のために、大学内外に存在するデータを収集し、クリーニングをしたうえで、分析し活用することがIRの基本原則である。その中でも学習成果の測定から教育改善を目指すという教学面に焦点を当てた活動が、教育IRである。

一方、日本のIR研究及び実践のモデルとしての米国のIRは、多義性という特徴と高等教育政策への親和性を根幹としながらも、専門性を高めることでIR市場を確立している。日米のIRの発展過程の背景には、高等教育を巡る共通点と時間軸から生じる差異を筆頭に様々な差異が存在している。1960年代に誕生し、高等教育政策の流れの中で、IRの位置を模索してきた米国のIRの発展過程と

近年急速に浸透している日本のIRの発展過程について比較検討し、IRが大学教育全体の質保証を支援していくうえで、あるいは内部質保証として機能していくうえでの現状の問題点とこれからの展望・示唆を考察してみたい。

IR部門の役割と日本のIRの現状

IR部門は情報公開とも密接に関連している部分と公表できないデータを扱うという性格を伴っていることから、内部組織として位置づけられ、外に積極的に発信できない性格を伴う部門、即ち大学機関にとって重要なデータを管理する部門であると同時に、意思決定に大事なデータを取捨選択していく役割も担っている。

大学での学習を通じての教育の質保証を求める動きが急速に見られるなかで、国立大学、私立大学を問わず、高等教育全体における教育成果の提示が重要な論点となっている。評価の対象となる大学にとって教育成果を測定するうえで、教育に関するデータをどのように集積し、測定し、そしてそれらの結果を改善につなげていくかということは大きな課題である。認証評価の第三サイクルでは「学習成果の可視化」に重点が置かれ、そのためにも各大学の「教育の質保証」あるいは「内部質保証」の充実が必然的に求められることになる。その意味では、IR本来の役割に加えて、認証評価の第三サイクルでの学習成果の可視化の実現に向けて、IRへの期待はより高くなっているとも言える。それでは日本のIRの現状はどうなのかを振り返ってみよう。

2014年に国公私立大学783校を対象に実施した文部科学省先導的の大学改革推進委託事業「大学におけるIRの現状とあり方に関する調査研究」(東京大学)の調査結果を参照すると、IR組織の設置状況について、「IR名称の組織がある」(9.7%)と「IR名称はないが、担当組織がある」(15.1%)は合わせて約4分の1となっている。「全学レベルの組織がない」割合は67.9%を占めているが、IR組織を設置していない大学のうち、設置に関して、「検討中」が36.1%となっており、IR組織の設置が計画の中に組み込まれつつあることが窺える。IR組織の設置目的(複数回答可)としては、「教育改革の成果のチェック」、「大学評価

への対応」が6割を超えており、「大学経営上の必要性」(57.1%)、「学生への支援」(48.0%)、「大学の説明責任を果たすため」(38.5%)が重要な設置目的の上位を占めている。

調査結果からは、①IR組織はガバナンスとの連関から設置され、ガバナンスへの貢献を視野に入れて、執行部への情報の提供・分析を行う比率が高くなっているという政策動向に応じてIRの変化の兆しが見られること、②評価対応及び情報への対応は外部との連関から重要視されつつあること、③全般的に学習成果対応の教育IRが推進される等、教育の質保証への対応が進捗していることが確認される一方、財政に関する業務へのIR部門の関与はそれほど高くなく、「大学経営上の必要」との設置目的との相違も散見された。また、設置形態や規模によっての活動には多様性があることも確認できた。例えば国立大学の評価室等は、大学の自己評価書の作成や中期目標・中期計画の策定のための準備等を中心に従事しており、しばしばこうした活動が日本型IRとして受け止められている場合も少なくない。

さて、IR活動に欠かせない各種の教育活動・財政等のデータに関しては、全学のデータを統合的に収集・蓄積している大学の割合は比較的高くなっていることが結果として示されている。しかし、データへのアクセス権限は主に担当部署が持ち、執行部、IR担当者の権限はまだ不十分で、またIR担当者は執行部、担当部署よりデータのリトリブも高くはない。評価報告書を策定する過程においては、山積しているデータを探し、まとめることが必要となるが、関係部署との連関からデータを入手することは、大規模大学では容易ではない。大学評価に必要な資料やデータ収集や整備がなされ、その分析と活用のプロセスが明確である場合には、効果的な自己評価報告書の作成を円滑に行うことができる。

学習成果の可視化と教育の質保証

次に、教育の質保証と学習成果の可視化についてその関連を見てみたい。教育の質保証の契機となったのは、2008年の中央教育審議会答申『学士課程教育の構築に向けて』の公表であったが、それ以降、各大学が自らの教育

理念と目標に基づき、学生の成長を実現する学習の場として学士課程を充実させることがより強く求められるようになった。その後の中教審の議論を通じて一貫して学士課程の充実が重要な論点として位置づけられ、2012年の同答申『新たな未来を築くための学士課程教育の質的転換に向けて～生涯学び続け、主体的に考える力を育成する大学へ～』では、より学修成果を意識した内容となっている。

日本においては、高等教育のユニバーサル化が進行し、大学の入学者選抜が従来のような入学者の質保証の機能を保持することは難しくなっている。従って、多様化した学力・学習目的を持った学生への大学の教育力が期待され、その結果としての高等教育の質保証を出口管理によって達成することが強く求められていると言える。GPA制度の活用による卒業判定や、大学全体・各学部等での人材目標の明確化等がそうした具体的方策の一例であるが、これらに加えて、より具体的な学修成果を評価する、つまりアセスメントを実施すること、具体的に学修時間の把握といった学生調査やアセスメント・テスト(学習到達度調査)あるいはルーブリック等、具体的な測定手法を用いて学習成果の可視化を実質化し、そうした結果を改善につなげていくことが「教育の質保証」と捉えられる。

文科省の委託調査では、学生調査を実施している大学

は80%を超えており、エビデンス・ベースのデータへの重要性を認識し活用し始めていると予想できるが、学生調査データ等をどう内部データと組み合わせるかに分析し、活用していくかについては、技術や専門的な知見とも関わり、IRの次の段階とも言える。そこで、米国のIRの発展過程を参照に今後の日本のIRの発展に向けての課題が何であるかを考えてみよう。



米国のIRの発展過程と日本の課題

高等教育政策との関連性、専門性に関して、マクラフリンとハワード(2001)は米国におけるIRの存立基盤が極めて実務的な目的にあるため、理論的な見方をとろうとしても実用主義に束縛されると論じている。「IR人材は専門職か、研究者か」という問題を内包してきた米国では、関連専門職協会(AIR)と大学院との連携によるIR養成プログラムの開発、研修機会の提供により方法論、学習成果の測定方法、データベースやICTによる新たなテクノロジーの開発等、IR担当者の技量を向上することによって専門職としての立場を強固にしてきた。IR関係者は、記述的な統計から徐々に進化し、分析や評価が重視され、深い分析や評価結果を執行部に提示するというように技術・学術分析面での深化を通じて、専門性の向上を実現してきた。そのことが自立的発展と市場の拡大につなが

表1 米国のIRの発展過程

米国	他律段階	自立への起点段階	自立的発展段階
政策	●政策主導 (例) ・情報公表の義務化 ・高等教育予算削減	・明確なアウトカム志向政策へのシフト ・恒常的高等教育予算削減	・アウトカム志向政策 ・恒常的高等教育予算削減 ・グローバル化とランキング対応政策
制度		・政府統計機関の整備と連携 (例 米国 NSF NCES) ・専門職概念の登場 ・専門職としてのEthics概念の登場	・認証評価制度との連携 ・政府データベースの整備と個別機関のデータベースの接続(例 米国 IPEDS, NSF&NCES データ) ・専門職の認定と広がり ・専門職としてのEthicsの普及
機関	・IR部門の設置 ・IR人材の配置	・学内での認識の広がり ・教学部門と経営部門の連携 ・他機関とのベンチマーク	・戦略計画への組み入れ ・教育改善への組み入れとサイクル確立 ・経営改善への組み入れとサイクル確立 ・IR管理職の誕生と配置
IRアクター	・データの収集と整理 ・データベースの整備	・専門性の模索 ・方法論の模索 ・技術の向上 ・関連学協会設立の模索	・専門性の確立 ・学協会の成立と拡大 ・大学等IR人材養成プログラムの成立 ・市場の拡大

表2 日本のIRの発展過程

日本	他律段階	自立への起点段階	自立的発展段階
政策	●政策主導 (例) ・情報公表の義務化 ・高等教育予算削減 ・競争的資金への組み入れ	・明確なアウトカム志向政策へのシフト ・恒常的高等教育予算削減	・アウトカム志向政策 ・恒常的高等教育予算削減 ・グローバル化とランキング対応政策
制度			
機関	・IR部門の設置 ・IR人材の配置	・学内での認識の広がり ・教学部門と経営部門の連携	
IRアクター	・データの収集と整理 ・データベースの整備 ・教学IR開発		

てきたと言えるだろう。米国のIRの発展過程を整理すると、表1のようになる。

大学内にあるデータのみならず外部のデータを整備する機関が自立的発展段階の起点とすれば、次に、政府関係データベースの整備と個別機関のデータベースの接続が更なる自立的発展への道筋となる。大学のIR組織が内部データと組み合わせるような全国データを整備している米国のNational Science Foundation (NSF) やNational Center for Education Statistics (NCES) のような統計機関に相当する機関は、データベースとしては「大学ポータル」が始動したが、機関については日本では整備されていない。様々な政府統計関連のデータベースを使用し、大学内のデータと連結することで、個別の学習成果のみならずよりベンチマーキングにもとづいた学習成果の可視化が可能になる。

日本における認証評価制度との連携においては、現在内部質保証の充実が個別機関で求められ、例えば学習成果の把握についてもIR組織がより関わっているとみられることから、今後の認証評価の第三サイクルでは加速することが予想される。そうした第三サイクルの認証評価に向けて、政府関連のデータベースと大学内のデータを連結することにより、充実したデータを提示できる可能性があると思われるが、まだその段階には達しているとは言えないのではないだろうか。統計機関やデータベースの整備が望まれる。表2には日本のIRの発展段階を示している。

日本では、政策との親和性というよりは、むしろ政策主

導でIRが急速に拡大してきている。それ故、他律段階における政策主導による・情報公表の義務化、高等教育予算削減、IR組織の設置や機能について競争的資金への組み入れ、全てが当てはまる。自立への起点段階と自立的発展段階に挙げている各政策も日本の現状において進捗している。

しかし、急速に発展してきたIRが専門職として定着していくのかどうかを予想することは簡単ではない。IR人材の専門性に基づくアイデンティティ形成以前に、政策との親和性を前提とした実用性が求められていることは明らかではある。そうした日本のIRが市場の形成も含めた自立的発展へと向かっていくためには、専門性の確立と政府統計機関の整備と各機関のIR部門との連携、さらには、学会や関連団体等中間組織との連携による継続的な人材育成プログラムの開発と提供が不可欠であろう。政策面からは他律段階から自立への起点段階、そして自立的発展段階へと進んでいるが、他の側面においても両段階へと進んでいくためには、専門性の模索、方法論の模索と技術の向上、それらをベースにして専門性を確立し、IR市場を拡大していくことが前提条件と言えるだろう。認証評価の第三サイクルにおける学習成果の可視化は、一見すると教学IRだけに限定されるように見えるが、実際には政府の統計や処々の外部データベース、内部でのデータのリトリートと統合といった総合的なデータの活用と技術が絡み合っている。その意味では、総合的なIRを進捗させることも日本が直面している重要課題である。

